

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始

公示

公共測量の終了
開発行為の工事の完了

(道路維持課) 六一三

(用地課) 六一三
(建築指導課) 六一四

告示

岐阜県告示第四百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年九月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

第二千七百八十三号

平成二十八年九月二十日

(火曜日)

公示

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

一般国道	道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告示年月日ほか)
二百四十八号			多治見市北丘町七丁目六番九六地先から同市大藪町字迫間洞一八九番五地先まで	二六三・五	平成二八年九月二十日	平成二八年九月二十日

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たるときは翌日)

平成二十八年九月二十日

第二項の規定により美濃加茂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。
平成二十八年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
美濃加茂市
- 二 作業種類
公共測量（二級基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十八年六月二十七日から

同 年八月二十六日まで
四 作業地域
美濃加茂市加茂野地内

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十八年九月二十日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第四 六号の二 平成二八・六・二一	開発区域又は工区に含まれる 地域の名称 瑞穂市生津外宮東町二丁目一〇番から 一三番まで、及び一九番から二番ま で	公共施設の 種類 道路	公共施設の 位置及び区 域 開発登録簿 による	開発許可を受けた者の住所及び氏名 瑞穂市生津外宮前町一丁目二四番地 棚橋満雄
---	--	-------------------	-------------------------------------	--

平成二十八年九月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社